

「川越市在宅医療拠点センター」の概要について

1 川越市在宅医療拠点センターの概要

- 設置時期 平成30年4月から
(川越市医師会在宅医療拠点センター(平成27年8月~)が、埼玉県在宅医療提供体制充実支援事業から地域支援事業に移行し名称変更)
- 設置場所 川越市医師会館(4階事務室内)
- 拠点名称 「川越市在宅医療拠点センター」
- 業務内容 在宅医療拠点コーディネーターとして、医療、福祉に精通した社会福祉士2名を配置し、以下の業務を実施。

(1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ① ケアマネジャー、本人及び家族からの在宅医療等に関する相談対応
- ② 往診医の登録依頼
- ③ 往診医からの患者情報の登録受付
- ④ 在宅療養支援ベット※1の調整

※1 脱水や肺炎など往診登録患者が急変時の入院先ベット。

- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (3) 在宅医療・介護サービス等の情報共有支援
- (4) 医療・介護関係者の研修



2 在宅医療拠点センターに求められる役割(機能について)

「地域の医療機関と地域包括支援センター及び居宅支援事業所等をつなぐ連携拠点」

○地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等が患者本人・家族から受けた在宅医療に関する相談について、在宅医療拠点センターが地域の医療機関と「往診医の紹介」及び「在宅療養支援ベット等の入院調整」等を行う。

○調整に際して、地域の医療機関と地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等とが、今後も連携した支援が行えるよう双方をつなぐ役割を担う。

○連携拠点の機能をいかし、医療と介護の連携が円滑に行えるよう、「対応策の検討」「情報共有支援」「医療介護関係者の研修」等を実施する。

3 川越市在宅医療拠点センターの地域支援事業への移行に係る経過について

平成26年度

6月 医療介護総合確保法の施行。
介護保険法が改正され、介護保険法（平成9年法律123号）第115条の45第2項第4号に在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられる。市町村は、平成27年度から（ア）～（ク）の8つの事業（下図）を順次取組み、平成30年4月までにすべての事業を実施することとなる。

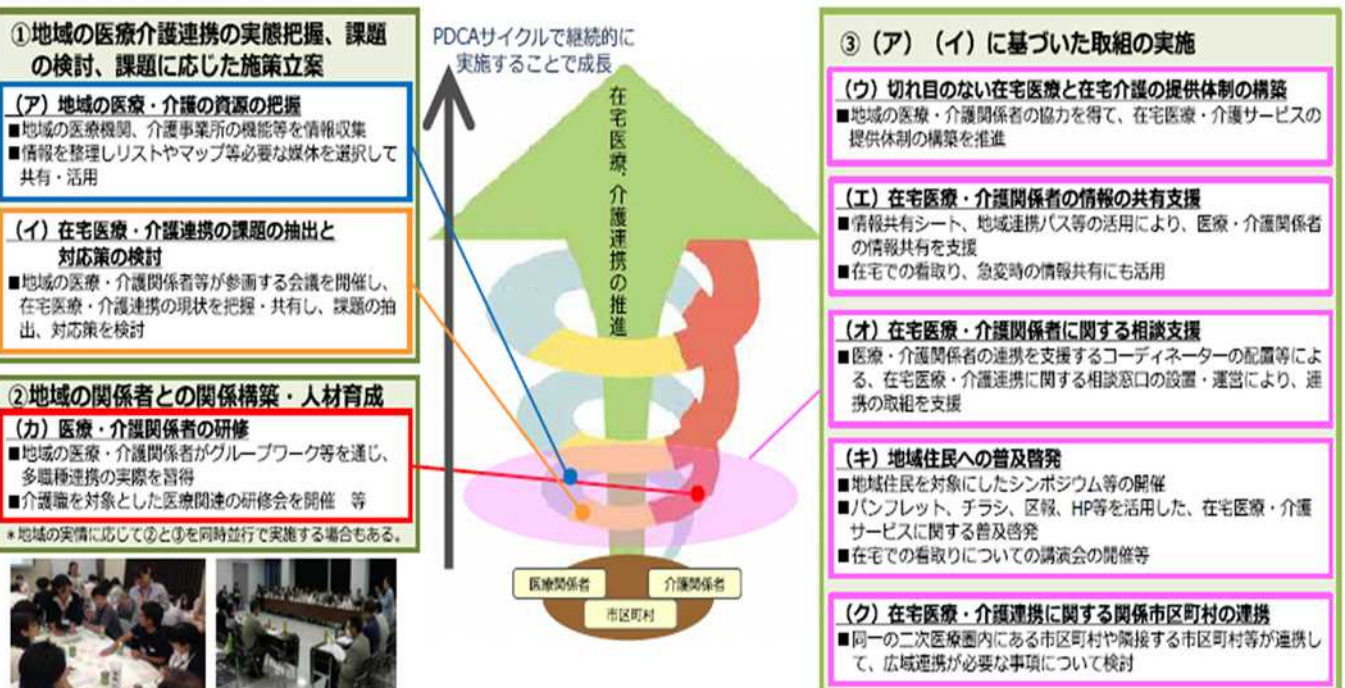
平成27年度

4月 埼玉県が地域医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療提供体制充実支援事業を実施し、県内30郡市医師会に在宅医療拠点を設置することとなる。
なお、平成30年4月には、市町村の在宅医療・介護連携推進事業に財源を移行し、実施することとなる。
8月 上記事業により、川越市医師会が「川越市医師会在宅医療拠点センター」を川越市医師会内に設置し、業務を開始。

平成29年度

5月 埼玉県（保険医療部医療整備課）及び川越市医師会と在宅医療・介護連携推進事業への移行に向けた協議を実施。平成30年度から業務委託により実施する方向で、引き続き検討を行うことを、上記2者と確認。
9月 川越市医師会と移行に向けた具体的な協議を重ね、平成30年度から左記の内容での業務委託にて実施することについて合意形成を行う。

事業項目と事業の進め方のイメージ



* 図の出自：富士通総研「地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための多職種研修プログラムによる調査研究事業」報告書の一部改変（平成27年度老人保健健康増進等事業） 6